

# 契約書作成タイミング・遡及適用 チェックリスト

## 前提整理（後追い作成の必要性確認）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	契約書が締結と同時に作成できていない理由（取引先事情・社内事情等）を整理した
<input type="checkbox"/>	「明示的に契約を締結する前から取引を開始している」状況の有無を確認した
<input type="checkbox"/>	「過去の一定期間に遡ってルールを適用させたい」意図の有無を確認した
<input type="checkbox"/>	下請法対象の取引である場合、遡及適用により書面交付義務（3条書面）に違反していないか確認した

## 日付の定義確認（締結日／契約開始日・効力発生日）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	契約締結日（合意が成立した日）の考え方を関係者と共有した - 基準・補足：署名・捺印日が多いが、口頭やメールで合意が成立していればその時点が締結日となり得ることを踏まえる
<input type="checkbox"/>	契約開始日（効力発生日＝権利義務が発生し始める日）の定義を確認した
<input type="checkbox"/>	「締結日」と「効力発生日」は一致必須ではないことを前提として扱った

## 遡及適用（効力発生日を締結日より過去に設定）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	遡及適用を使う目的を明確化した（例：取引開始済み／過去期間へのルール適用／秘密保持の後追い）
<input type="checkbox"/>	契約前に取引が開始されているケースかどうかを確認した
<input type="checkbox"/>	過去の一定期間に遡ってルール（報酬等）を適用する必要があるか確認した
<input type="checkbox"/>	秘密保持契約を情報公開後に交わす事情があるか確認した
<input type="checkbox"/>	遡及適用は「当事者間の合意が成立要件」であることを確認した
<input type="checkbox"/>	税務上・法律上の問題が生じないよう注意が必要である点を認識した（必要に応じて専門家相談を検討した）
<input type="checkbox"/>	遡及適用の文言は曖昧さが残らないよう明確に記載する方針とした

## 文言設計（遡及適用：契約全体）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	契約全体に遡及効を適用するかどうかを決めた
<input type="checkbox"/>	契約全体の遡及適用の記載文言を用意した（例：「本契約は、20XX年XX月XX日に遡って効力を生じるものとする」等） - 基準・補足：契約全体が「過去のある時点から効力を有する」趣旨が読み取れる表現にする

## 文言設計（遡及適用：一部条項のみ）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	一部条項のみ遡及適用する場合、対象条項（第○条、第△条等）を特定した
<input type="checkbox"/>	対象条項を明記した遡及適用の記載文言を用意した（例：「本契約のうち、第○条及び第△条については、20XX年XX月XX日に遡って適用する」等） - 基準・補足：どの条項がいつから適用されるかが第三者にも明確に分かること

## 未来適用（効力発生日を締結日より未来に設定）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	効力発生日を未来日にする必要性（将来開始プロジェクト／条件成就／準備期間／取引開始前締結）を整理した
<input type="checkbox"/>	効力発生日（未来日）を具体的日付または条件で確定できる形にした
<input type="checkbox"/>	未来適用の記載文言を用意した（例：「本契約は、20XX年XX月XX日から効力を生じるものとする」等）

## バックデートの回避（遡及適用との区別）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	バックデート（成立した本当の日以前の日付を締結日として記載する行為）に該当しない運用であることを確認した
<input type="checkbox"/>	締結日欄には、実際に署名・捺印した日を記載し、過去に遡る場合は本文中で遡及条項を用いる
<input type="checkbox"/>	遡及適用（効力発生日を過去に設定）とバックデート（締結日を偽る）の違いを関係者で共有した - 基準・補足：遡及適用は「締結日を偽らず、効力を過去にも適用させる」整理であること
<input type="checkbox"/>	バックデートが問題化し得る目的・リスク（脱税目的／詐欺目的／粉飾決算目的等）を理解した
<input type="checkbox"/>	違法とならない場合でも、コンプライアンス・リスクマネジメント上、バックデートは避ける方針を確認した

## 契約書未作成で作業開始した場合の扱い（合意の確認）

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	契約書がなくても、原則として当事者間の合意があれば契約が成立し得ることを確認した（例外があり得る点も踏まえた）
<input type="checkbox"/>	口頭・メール等で合意した内容（作業内容／報酬／納期等）を洗い出した
<input type="checkbox"/>	認識ずれが起こりやすい論点（作業範囲、報酬、納期、成果物、責任分界）を点検した
<input type="checkbox"/>	後追い契約書により「合意内容の明確化」「責任所在の明瞭化」を図る方針とした

## 最終確認・保管

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	契約書内の日付（締結日／効力発生日）に矛盾がないことを確認した
<input type="checkbox"/>	遡及適用・未来適用の文言が、意図（全体／一部条項）と一致していることを確認した
<input type="checkbox"/>	契約書が「後日の説明資料（客観資料）」となることを踏まえ、版管理・保管対象を整理した

## チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	締結日と効力発生日を混同すると、後から説明不能な契約書になり得るため注意が必要である
<input type="checkbox"/>	遡及適用は「合意が成立していること」と「明確な文言」が前提であり、曖昧な表現は避けるべきである
<input type="checkbox"/>	バックデートは遡及適用と異なり、締結日を偽る整理になり得るため安易に行うべきではない
<input type="checkbox"/>	契約書未作成で開始した取引は認識ずれが起きやすく、論点（作業・報酬・納期等）の確認が重要である

※2025年12月時点の情報をもとに作成しています